

鹿屋市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市地域おこし協力隊設置要綱（平成26年鹿屋市告示第32号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「184,900円」を「192,000円」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。